

## 狩猟・有害鳥獣駆除の用途

- ▶ 獣類の捕獲を職業とする者
- ▶ 事業被害防止のため獣類の捕獲を必要とする者
- ▶ 継続して10年以上猟銃の所持許可を受けている者

## 標的射撃の用途

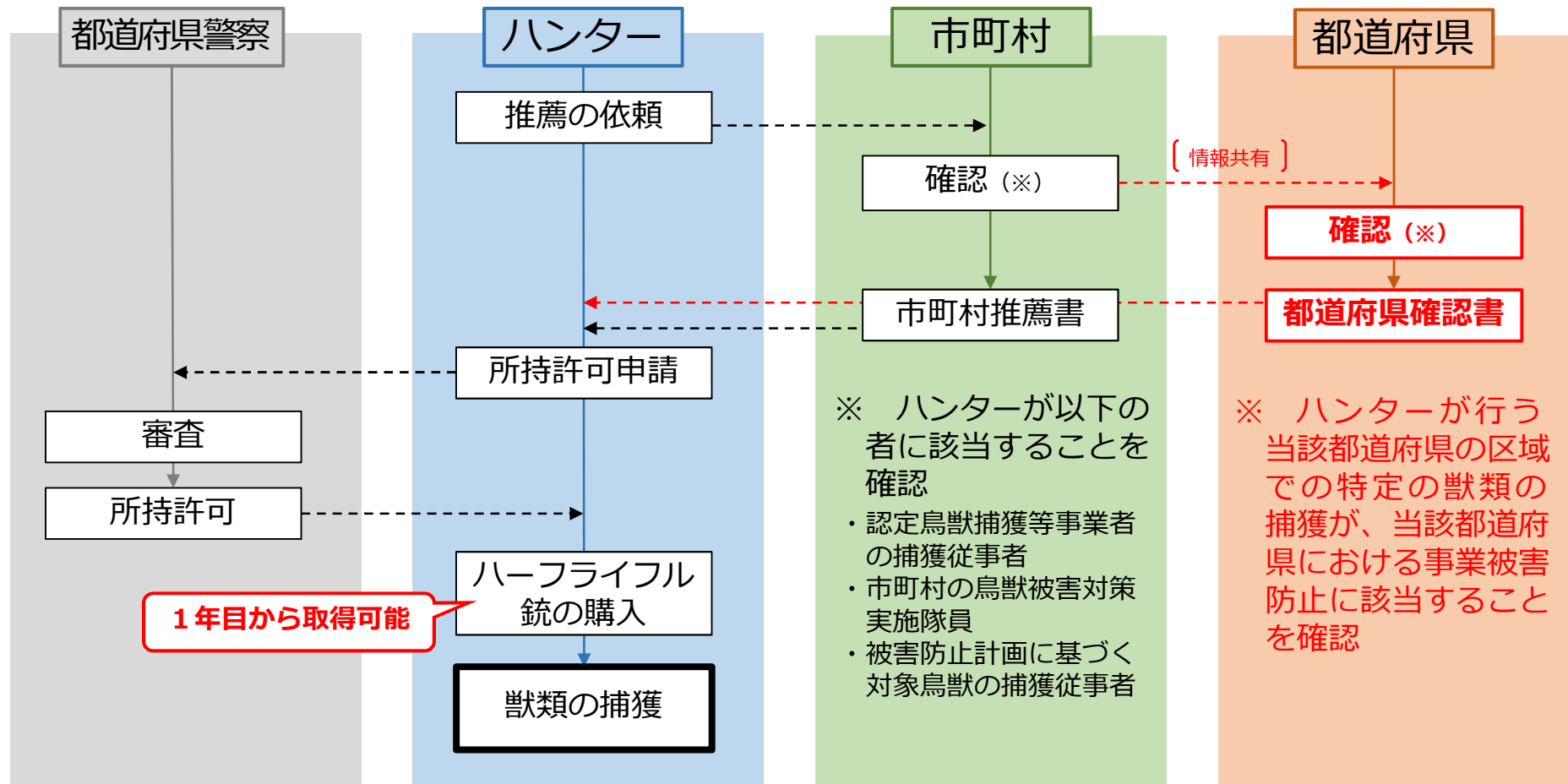
- ▶ ライフル射撃競技の選手・候補者として競技団体から推薦された者

※ 銃刀法の「狩猟・有害鳥獣駆除」には、鳥獣保護管理法の「狩猟免許による捕獲」と「許可捕獲」の全てが含まれている。

# ハーフライフル銃の所持許可の流れ①

警察庁

【赤字が改正に伴う運用の変更部分】



【現行】市町村推薦書のみ：当該市町村の区域でハーフライフル銃を使用できる

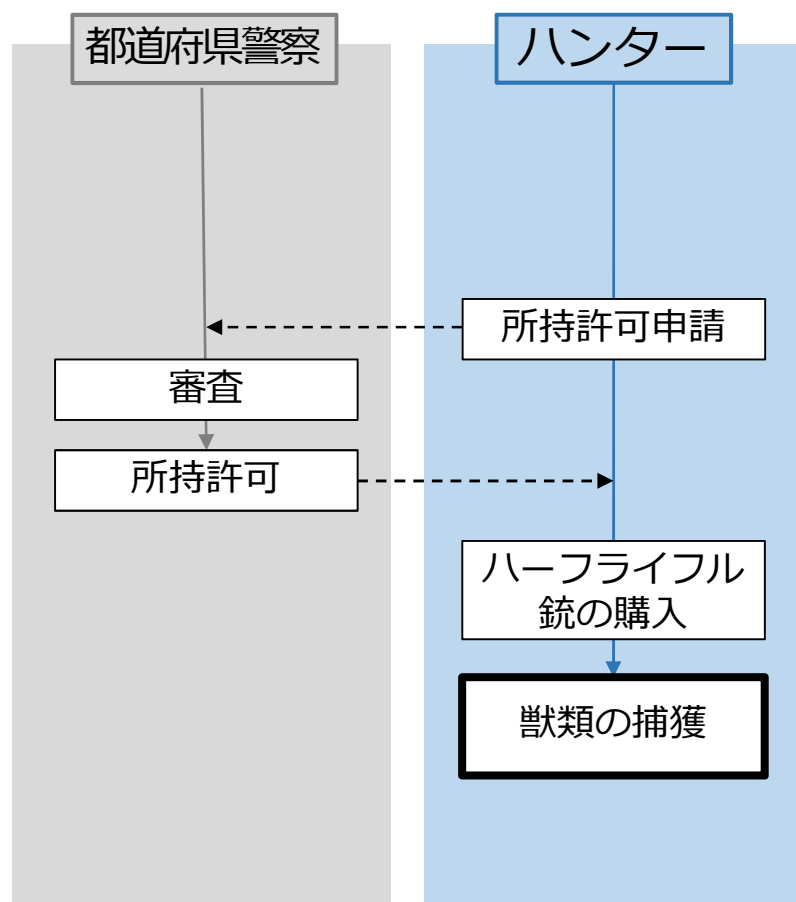
【検討案】市町村推薦書と都道府県確認書：当該都道府県の区域でハーフライフル銃を使用できる

※ 当該都道府県の区域での特定の獣類の捕獲について狩猟免許による捕獲・許可捕獲の別を問わない。

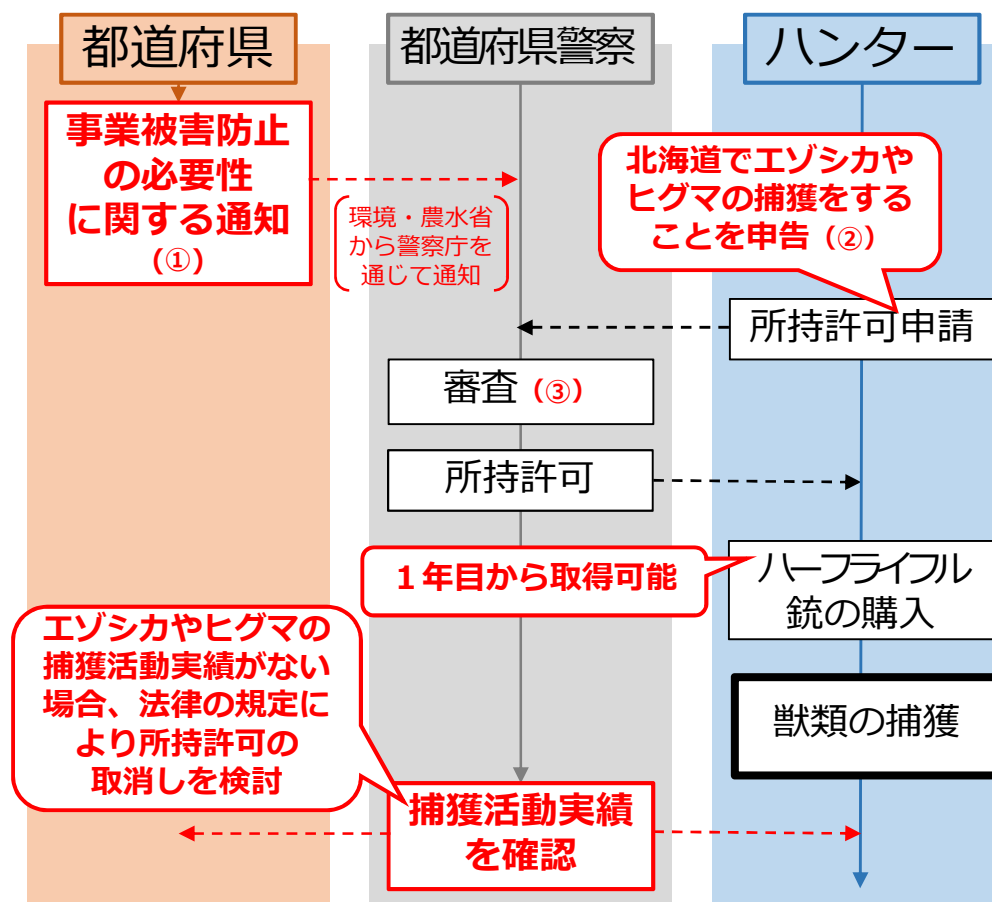
# ハーフライフル銃の所持許可の流れ②

警察庁

## 【改正前】



## 【改正後】



- ① 特定の都道府県の区域で、当該都道府県における事業被害の防止のため、ハーフライフル銃による特定の獣類の捕獲が必要である旨を示す通知（ハーフライフル銃の新規所持許可丁数、ハーフライフル銃による特定の獣類の捕獲数、特定の獣類による事業被害の状況等を踏まえて検討）
- ② 狩猟免許による捕獲・許可捕獲の別を問わない
- ③ ハンターが特定の都道府県において特定の獣類の捕獲をする予定であることを確認（銃刀法第5条の2第4項第1号の事業被害防止の要件への該当性）